

高対第 1061 号
平成 25 年 3 月 18 日

各軽費老人ホーム施設長 様

栃木県保健福祉部高齢対策課長

「軽費老人ホームにおける特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用の取扱いについて」の一部改正について（通知）

このことについては、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成 20 年 5 月 30 日老発第 0530002 号・厚生労働省老健局長通知）」第 5 の 3 の(5)のほか、標記取扱い（平成 20 年 12 月 15 日付け高対第 822 号・栃木県保健福祉部高齢対策課長通知）により適切な対応をお願いしているところですが、今般の「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年栃木県条例第 11 号）」の制定に伴い、別紙のとおり一部改正を行い、平成 25 年 4 月 1 日から適用することとしましたので通知します。

〔 高齢対策課施設担当 〕
TEL 028-623-3147
FAX 028-623-3058

別 紙

(平成 20 年 12 月 15 日 高対第 822 号)

(一部改正；平成 25 年 3 月 18 日 高対第 1061 号)

軽費老人ホームにおける特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる
費用の取扱いについて

- (1) 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年栃木県条例第 11 号）第 17 条第 1 項第 5 号に定める「入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用」（以下「特別なサービス」という。）とは、入所者が希望するもので、本来軽費老人ホームとして包括的に行うサービスとは異なり、個別性の強いものに限定し、入所者一律に提供するものではないサービスとする。また、介護保険サービスで対応できるものは、特別なサービスには当たらない。
- (2) 特別なサービスに係る費用を入所者から徴収する場合、その額は実費相当額以下とし、入所者の過度な負担とならないものとする。
- (3) 特別なサービスの内容、料金については、運営規程等で定め、契約書に記載すること。なお、(4) ①から④までを記載した文書（以下「特別なサービス説明書」という。）を別に作成する場合は、契約書への記載を省略することができる。
- (4) 契約書（又は当該特別なサービス説明書）には、以下の事項を記載しなければならない。
 - ① 特別なサービスの内容、料金及び積算根拠
 - ② 費用を受領することとした理由
 - ③ 費用の受領方法
 - ④ その他記載することが必要となる事項
- (5) 提供する特別なサービスについては、契約書（又は特別なサービス説明書）に基づきあらかじめ入所者又はその家族に対して説明を行い、同意を得なければならない。
- (6) 特別なサービスを提供した場合には、その提供記録を整備し、請求書(控)及び領収書(写)を保管すること。